

平成28年度入札制度の見直し等について

小樽市の入札制度について、国の制度改正に伴い低入札価格調査制度の調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の見直しを行います。また、完成工事未収入金債権譲渡の制度導入することといたしました。

1 低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、調査基準価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(**現行**) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)

(**改正**) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(90%)＋一般管理費等(55%)

※ただし、その合計額が10分の9を超える場合にあつては10分の9の額と、10分の7に満たない場合にあつては10分の7の額とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの額の範囲内で適宜の割合とする。

2 最低制限価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、最低制限価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(**現行**) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)

(**改正**) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(90%)＋一般管理費等(55%)

※解体工事に適用する最低制限価格の算定方式は下記のとおり、変更しておりませんので、ご注意ください。

直接工事費(75%)＋共通仮設費(70%)＋現場管理費(70%)＋一般管理費等(30%)

※ただし、その合計額が10分の9を超える場合にあつては10分の9の額と、10分の7に満たない場合にあつては10分の7の額とする。

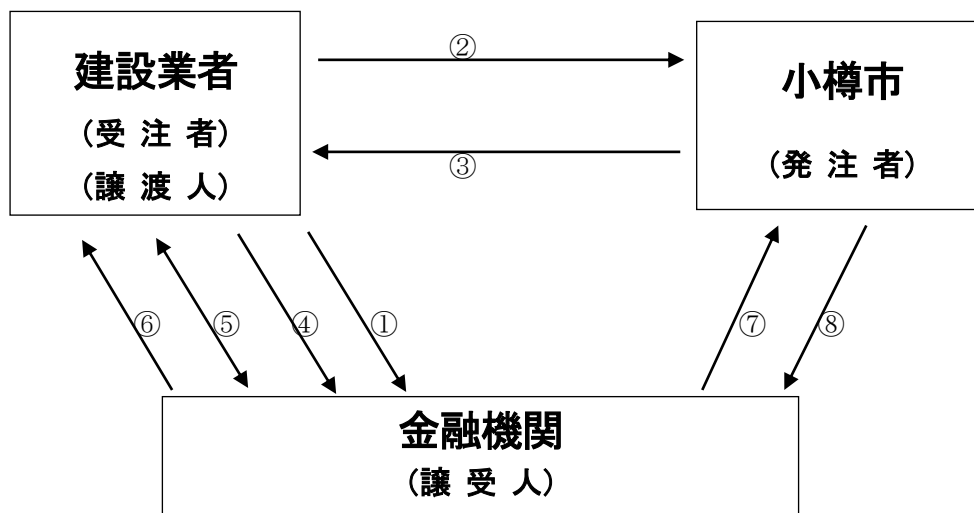
特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの額の範囲内で適宜の割合とする。

3 完成工事未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領の制定について

建設工事受注者の資金調達の円滑化を図ることを目的に、完成工事受け渡し後の支払い事務を補完する制度として、小樽市発注工事に係る完成工事未収入金債権譲渡に関する事務取扱要領を制定しました。

建設業者へのお支払いは、完成工事の受渡し後、概ね2週間程度になります。

流れは下図のようになりますので、詳細は契約担当へお問合せください。



- ①建設業者が金融機関へ債権譲渡の申込み（承諾申請の1ヶ月前）
- ②建設業者は、検定・引渡し後に金融機関と連名で「債権譲渡承諾依頼書」1通を小樽市に提出
- ③小樽市は審査のうえ、承諾依頼書を受理した日から7日以内に「債権譲渡承諾書」2通を建設事業者に交付
- ④承諾書を受理した建設業者は、2通のうち1通を金融機関へ提出
- ⑤建設業者と金融機関は債権譲渡契約を締結
- ⑥金融機関は速やかに、建設業者へ代金を支払う
- ⑦金融機関から小樽市へ請求書を提出
- ⑧小樽市は請求書を受理した日から40日以内に債権金額を金融機関へ支払う

4 適用期日

- ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の見直し
平成28年6月1日以降公告の入札から適用
- ・ 完成工事未収入金債権譲渡の制度導入
平成28年6月1日以降に完工する工事から適用

※「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。

- 北海道建設部の土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）
 - 北海道建設部営繕工事積算基準
 - 北海道建設部下水道用建築・建築設備請負工事積算基準
 - 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）
- *なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問合せ先

小樽市財政部契約管財課(市役所別館 2 階) 電話 0134-32-4111 内線 237
〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号 FAX 0134-23-0675
担当：契約審査グループ